

八尾市重層的支援体制整備事業 実施計画

「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざして



令和5年（2023年）3月

八尾市 健康福祉部

地域共生推進課 つなげる支援室

『つなげる』より一言

わたくしが日々お仕えしている「つなげる支援室」は、令和3年度（2021年度）に地域共生推進課に設置され、市全体の相談支援体制づくりと相談業務に携わる職員の人材育成にご尽力されております。

市役所職員には、事務職・保健師・看護師・福祉士・心理士などさまざまな職種の方がおられます。しかしながら、市民のみなさまが抱える問題の中には、複雑なご事情のため1つの窓口では解決が難しいものも少なからずございます。

市役所に限らず、さまざまな関係機関や住民の方と一緒に連携させていただきながら取り組むことで、わたくしも暮らす八尾市で、みなさまが交流できる場ができ、社会とのつながりを回復する支援を行うことは、とても大切な取り組みです。

この計画は、支援体制の強化に向けて八尾市がこれまで取り組んできた内容と、令和5年度（2023年度）から実施する『しゅうそうてき重層的しえんたいせいせいびじぎょう支援体制整備事業』において取り組む内容をまとめたものです。

難しいことばや専門的な用語も少々ございますが、少しでもみなさまが手に取りやすい、見やすい実施計画となるようお手伝いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



つなげる支援室 専属コンシェルジュ
『つなげる』

～プロフィール～

経歴：八尾市役所窓口で手続きをしていたところをつなげる支援室にスカウトされる。

趣味：テレビゲーム、ゲートボール

格言：つながる一歩は、つなげるから

※『つなげる』は、実施計画における架空の職員です。市役所内を探してもおりませんのでご注意ください。

※表紙・『つなげる』のイラストは、武庫川女子大学 松端 克文 教授（八尾市社会福祉審議会 委員・八尾市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会長）に作成いただきました。

目次

第1. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間と評価見直し	3
4. 計画策定にあたっての体制	3
第2. 重層的支援体制整備事業の実施について	4
1. 重層的支援体制整備事業の概要	4
2. 八尾市における支援体制の強化の取組み	6
（1）これまでの取組み内容について	6
（2）今後の取組み内容について	10
（ア）「断らない相談支援」について—相談機能の統合によるきめ細やかな支援—	10
（イ）「参加支援」について—継続的な見守り支援の強化に向けた体制づくり—	12
（ウ）「地域づくりに向けた支援」について	14
（3）その他	15
（ア）社会福祉法人との協働について	15
（イ）政策提言を見据えた会議体との連携	15
（ウ）地域課題に対応する担い手の育成	16
3. 重層的支援体制の今後のイメージ	17
第3. 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号） 及び実施体制について	18
1. 事業一覧	18
2. 実施体制	19
（ア）相談支援	19
（イ）地域づくり支援	21
（ウ）新たな機能	23
用語解説	25

第1. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画策定の背景と趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年（2020年）法律第52号）に伴う社会福祉法（昭和26年（1951年）法律第45号）の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）が創設され、令和3年（2021年）4月1日に施行されました。

本市においては、令和3年（2021年）3月に「第4次八尾市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、本市が取り組む施策等について定めています。

このたび、地域共生社会の実現に向け、より一層体制を強化していくにあたり、その具体的な計画を定めるため、八尾市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定しました。



（出典：厚生労働省）

八尾市では、令和5年度（2023年度）からの重層事業の実施に向けて、令和3年度（2021年度）から準備を進めてまいりました。

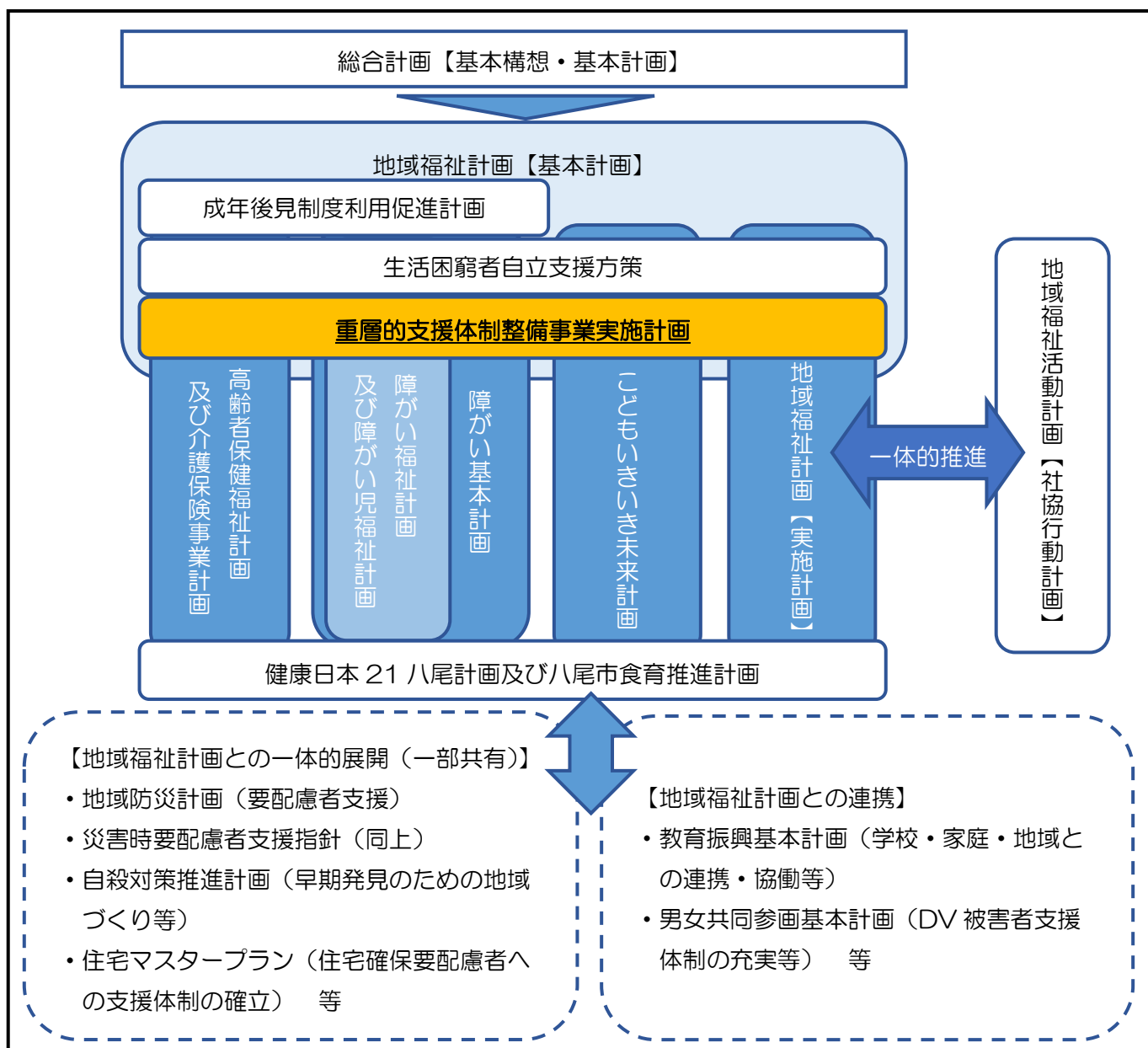


2. 計画の位置づけ

重層事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものと規定されており（社会福祉法第106条の5）、本実施計画は、当該規定に基づき策定するものです。

また、実施計画の上位計画にあたる「第4次八尾市地域福祉計画」内に位置づけ、地域共生社会の実現に向け、より積極的、かつ高度に地域福祉を推進するため策定するものです。さらに、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、こどもいきいき未来計画等の他の計画との整合性を図ってまいります。

重層的支援体制整備事業実施計画と他計画との関係 <体系図>



この計画は、地域福祉計画の目標を達成するための具体的な実施計画として、愛情を込めて一生懸命作成させていただきました。



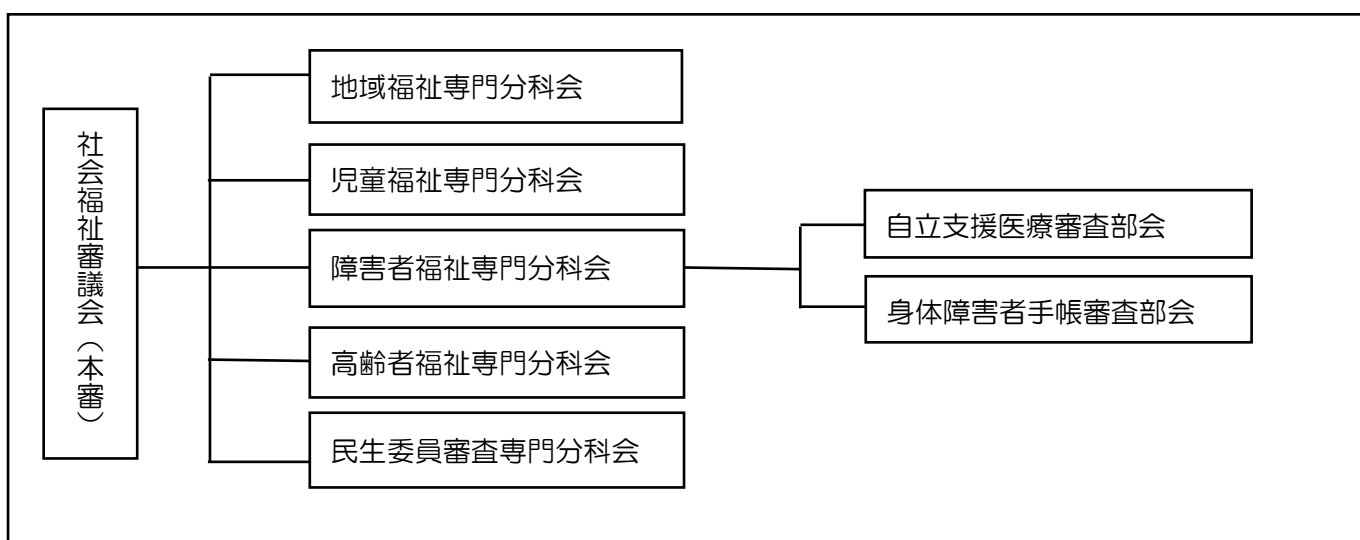
3. 計画の期間と評価見直し

実施計画の計画期間は、第4次八尾市地域福祉計画における中間年の評価時期を見据え、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）までの2年間とし、年度ごとに実施状況を確認した上でPDCAサイクルによる評価を行ってまいります。

4. 計画策定にあたっての体制

実施計画については、地域共生推進課つなげる支援室が中心となり、支援体制の整備に向けた関係機関から構成される「つなげる相談支援体制整備チーム会議」にて検討し、地域福祉計画内の計画として、「八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の協議を経て、「八尾市社会福祉審議会」に報告してまいります。

【社会福祉審議会の構成図】



この計画は、庁内の関係課とも話し合いを重ね、いただいた意見を踏まえ作成いたしました。また、審議会などの委員の方々からのご助言もいただいております。



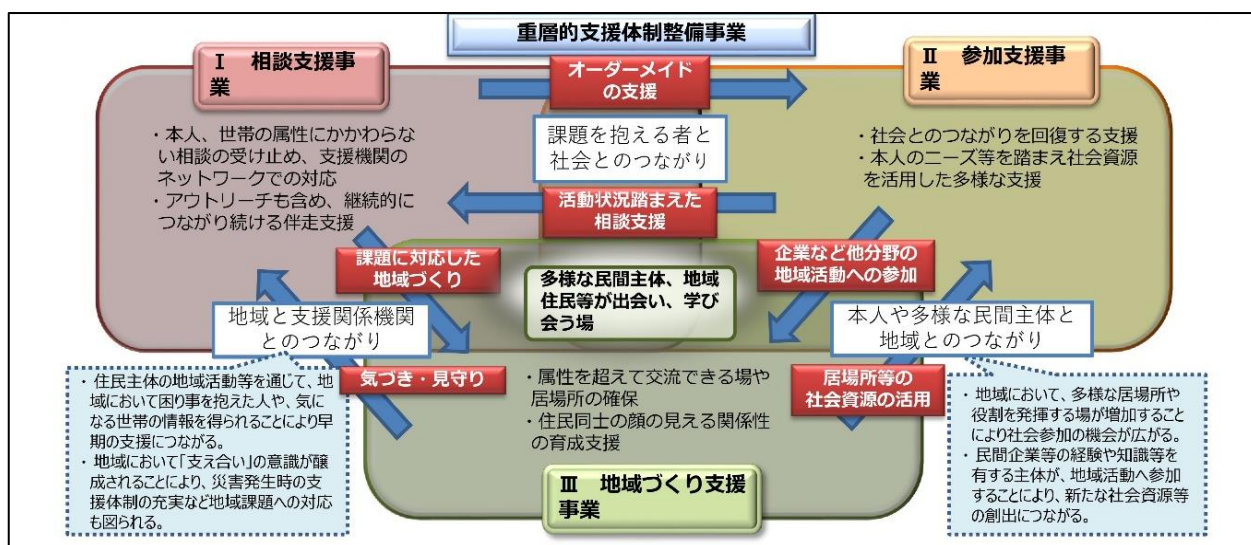
第2. 重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

昨今、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれないケースが発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状にあります。具体的には、8050問題や、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーといったものが挙げられます。重層事業[※]では、このような複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する方及びその世帯に対して、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るものです。

また、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、支援機関と関係団体等が連携して支援し、地域住民相互の交流を行う拠点の創出に取り組めます。

これらのために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。



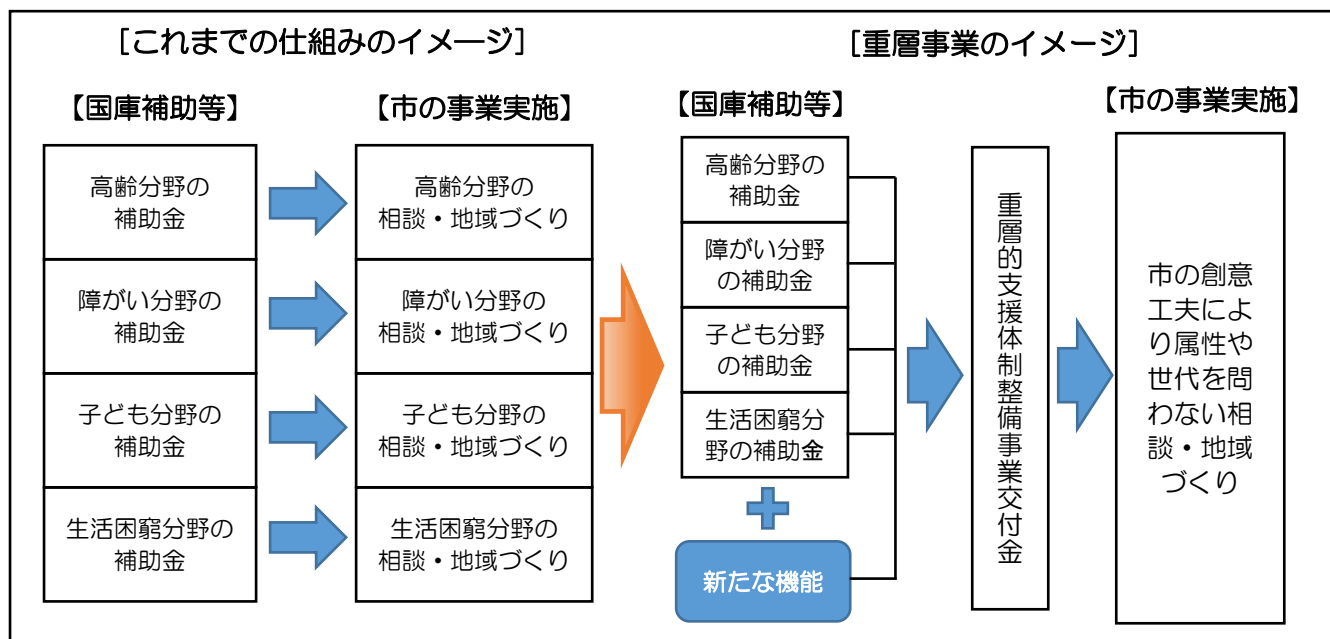
(出典：厚生労働省)

※ 重層事業

社会福祉法第106条の4第2項には、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」と定められております。

本市において実施する「一体的かつ重層的に整備する」事業は、「第3. 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）及び実施体制について」（18頁～）に記載しております。

また、重層事業では、これまでの制度の縦割りを軽減し、市の創意工夫により相談支援体制を整備するとともに、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業の国等からの補助を重層的支援体制整備事業交付金として一括交付で受けることで、一体的な事業執行が可能となります。



(出典：厚生労働省)

重層事業とは、分野ごとの支援では取りこぼしてしまうような制度の狭間のケースに向き合うため、各分野が手を取り合い、「重なり合って」支援することで、制度のすき間を埋める体制づくりでございます。相談機関が重なり合って支援をするため、課題や目標を共有しやすくなります。

国からの交付金も一本化されるので、分野を越えて有効に使えるようになりますね。



2. 八尾市における支援体制の強化の取組み

(1) これまでの取組み内容について

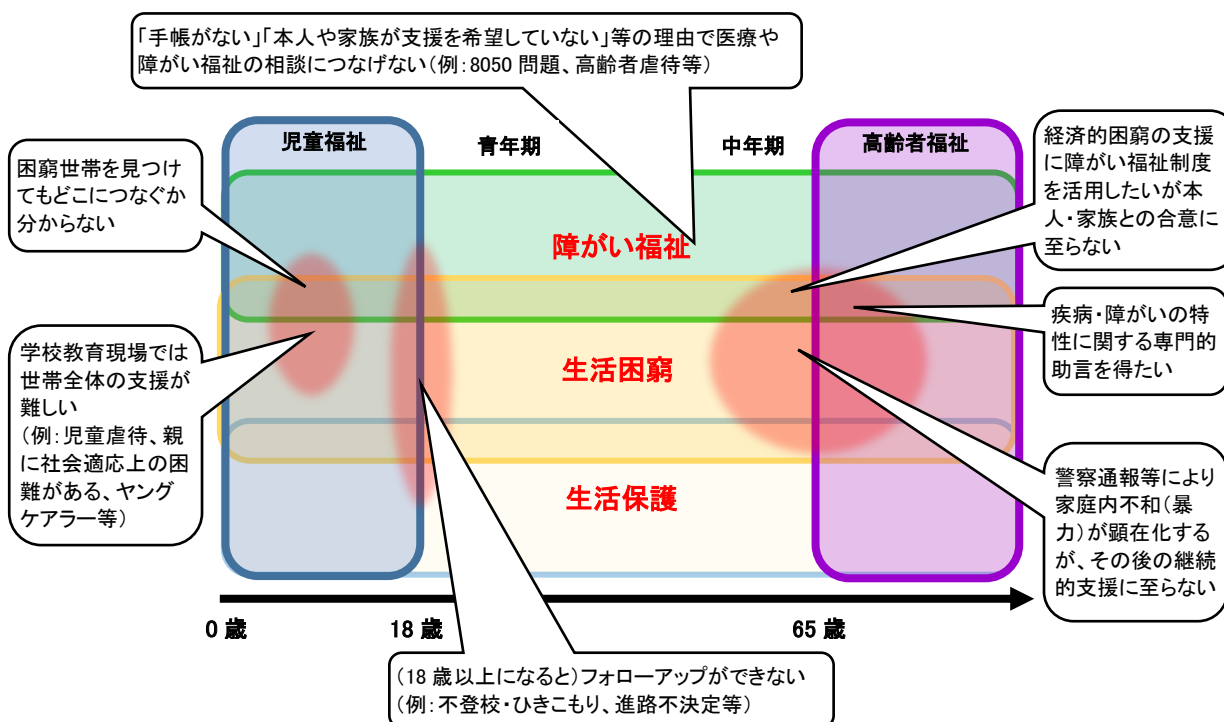
本市では、令和2年度（2020年度）より「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施する市全体の体制整備に向けた取組みを開始し、相談支援において以下の課題が見えてきました。

- 個人や世帯が抱える課題が、複雑化・複合化しており、介護、障がい、子ども、生活困窮等の福祉制度・サービスだけでは解決に至らないケースが増加している。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、生活課題が顕在化しにくく、また地域から孤立しやすい状況にある。
- 相談支援機関の中には、「連携・協働する機関や人がいない」「支援する手立てが見つからない」等の事情により、ケースの抱え込みや支援の行き詰まり感等が生じ、支援が停滞しているケースが発生している（下図参照）。

これまでの制度や体制では解決できないケースが増え続け、目の前で課題を抱える方の力になりきれない心苦しい状況が続いておりました。



【制度・サービスやライフステージ別の停滞しがちなケースの例】



(「第32回近畿地域福祉学会大会抄録集」p.64(関西学院大学 藤井博志教授資料)の図を改変して作成)

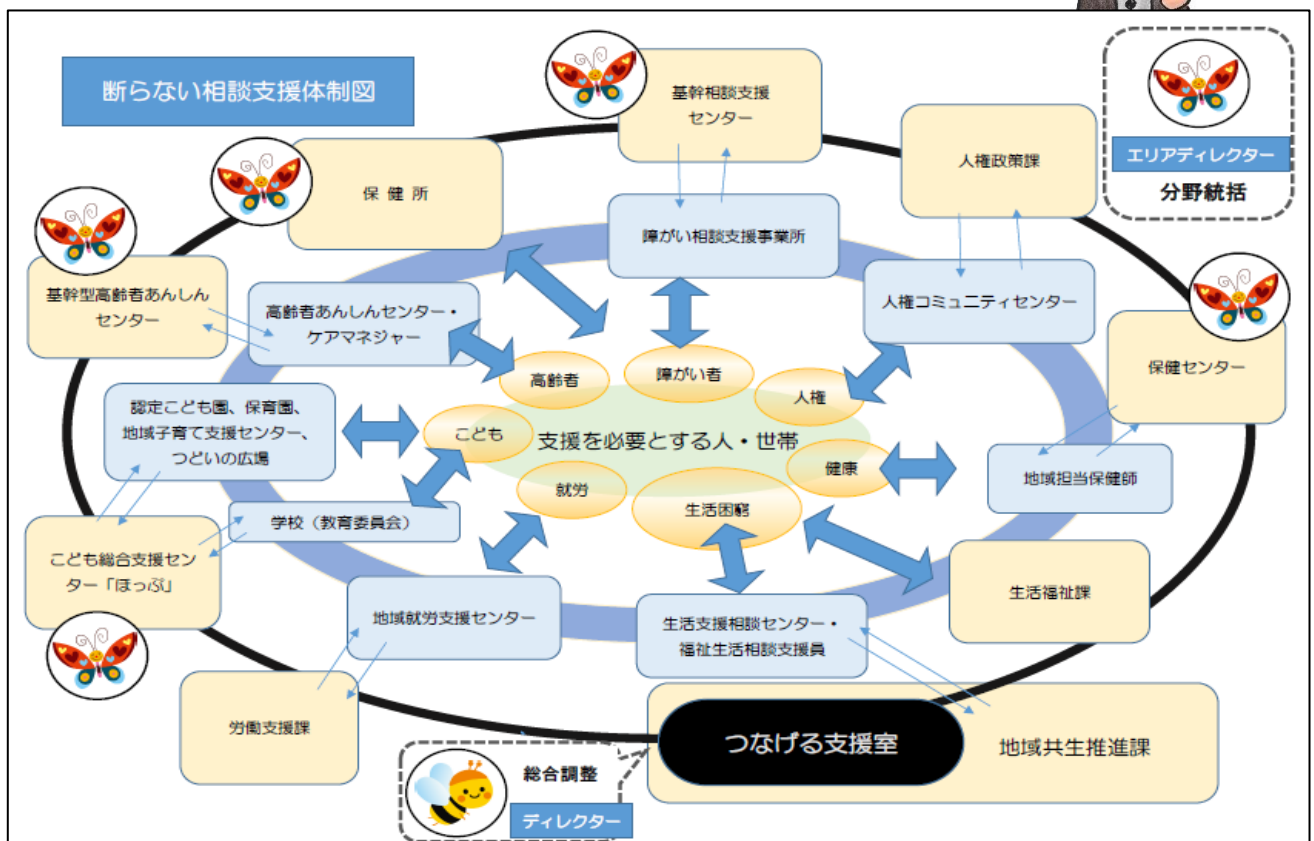
これらの課題に対応するため、令和3年度（2021年度）に、つなげる支援室及び生活困窮者自立支援担当を地域共生推進課に設置するとともに、重層事業への移行準備事業を開始しました。

取組み① つなげる会議の開催

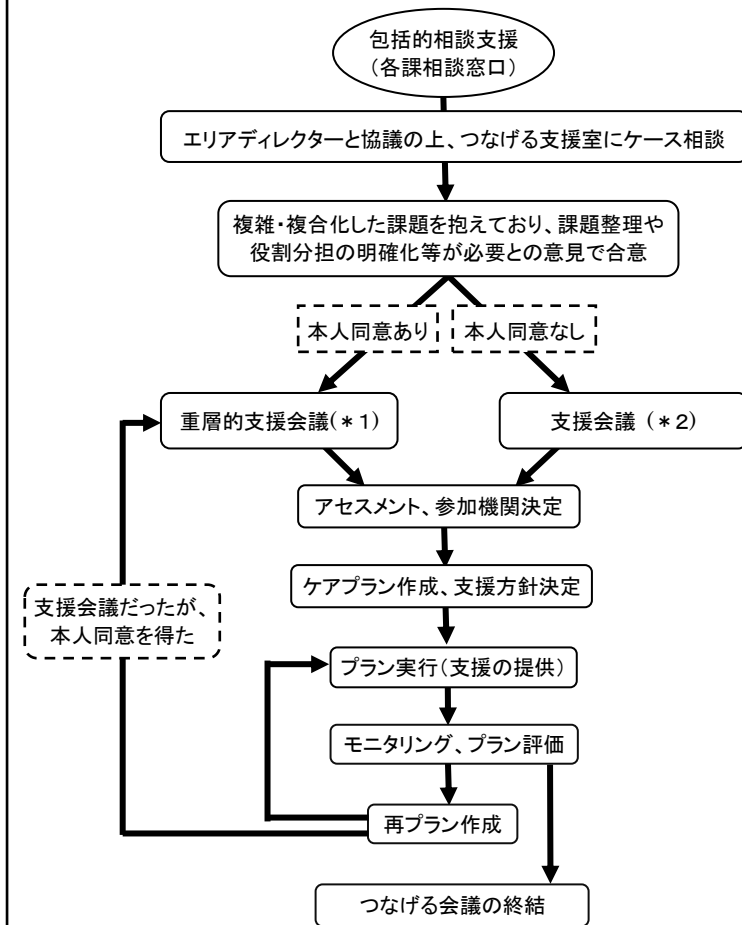
要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関がそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係るつなげる会議を開催しています（次頁「つなげる会議のフロー図」参照）。

- 介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野別の既存の相談窓口の機能を活かし、既存の窓口のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケースにおいて、支援関係機関を招集し、役割分担や支援の方向性（プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について）を検討・決定しています。
- 地域共生推進課つなげる支援室にエリアディレクターを統括するディレクターを、支援関係機関を統括する機関にエリアディレクターを設置し、断らない相談支援体制の構築を図っています（下図「断らない相談支援体制図」参照）。

つなげる支援室は、ケースの総合的な調整役を務めます。



[つなげる会議のフロー図]



(*1)「重層的支援会議」とは、「断らない相談支援体制の充実事業」実施要綱に規定された会議であり、本人の同意を得たケースに関して協議する。

(*2)「支援会議」は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要状況にあるにも関わらず支援ができていない人への支援等、本人の同意を得られないケースに関して協議する。(重層事業においては、社会福祉法第106条の6に規定されている。)
初めは本人が同意に否定的であっても、同意を得られるよう関わりを継続していくことが重要。

つなげる会議にて、各課の相談窓口からつなげられたケースの支援について関係機関とともに話し合いを行っております。

また、個別の支援を行っていく中で地域生活の課題も見えてまいります。この課題について、次頁にある「つなげる相談支援体制整備チーム会議」で話し合い、解決に向けた取組みを行っております。



取組み② つなげる相談支援体制整備チーム会議の開催

重層的支援体制の整備に向け、相談支援に関する事業や業務を所管する課より構成される「つなげる相談支援体制整備チーム会議」を設置し、支援関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによるネットワークについて検討する場を設けました。

- 「チーム会議」では管理職（課長級）が中心となり、庁内全体の体制整備を始め、地域全体も含めた広い視野を持ちつつ、課題の抽出及びその解決のための方策を検討します。
- 「チーム会議」に参加している課・機関を中心として、実務者（係長級）が中心となる「ワーキングチーム会議」を設置し、チーム会議同様に継続的な検討を重ねております。ワーキングチーム会議においては、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」それぞれに関する現場レベルでの実務的・具体的な課題について、その抽出及び検討を行うとともに、チーム会議へその内容をボトムアップ的に提示する機能を持ちます。

取組み③ 福祉職等相談対応職員への人材育成の実施

「八尾市福祉職の人材育成方針」及び「福祉職等相談対応職員への研修計画」を策定し、誰ひとり取り残さない窓口対応を推進しています。

さらに、市民対応を行うすべての職員が、来庁された方のちょっとした変化や異変に気づき、適切な対応ができるようスキルアップするための取組みを行っています。

- 福祉職（福祉士・心理士）を中心とした「福祉職等専門職研修」の実施について、上記の研修計画内の「専門的能力の指標」を踏まえ、1年目（新規採用職員研修）、2～5年目（福祉職等専門研修Ⅰ）、6～10年目（同Ⅱ）をそれぞれ実施します。
- 職員の窓口対応能力の向上のため、「窓口対応スキルアップツール」及び活用の手引きを作成し、その周知及び活用についての研修を実施します。

市ホームページに「八尾市福祉職の人材育成方針」「福祉職等相談対応職員への研修計画」を掲載しております。八尾市で働く福祉職の人材育成に関する基本的な考え方などが書かれておりますので、ぜひご覧ください。



(2) 今後の取組み内容について

(ア) 「断らない相談支援」について — 相談機能の統合によるきめ細やかな支援 —

既存の相談機関（地域包括支援センター（以下、「高齢者あんしんセンター」という。）、委託相談支援事業所、生活困窮者自立支援事業の各相談窓口）の機能を最大限に活かしつつ、新たに福祉部門のマネジメント機関（こども総合支援センター「ほっぷ」を除く。）を設置するとともに、部門間（子ども、保健等）との連携を強化することにより、断らない相談支援体制の確立をめざします。

また、社会や人との関わりを持つことが困難な人等必要な支援が届きにくい人に対しては、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行うとともに、必要な場合は、地域での見守り機能につなぐ支援を行います。

取組み① マネジメント機関の設置について

市に設置の高齢・障がい・生活困窮分野の相談機能をつなげる支援室と統合します。

- 対象者別の制度の壁が低くなり、スムーズに連携することができ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や制度の狭間にあるケースを拾い上げることが可能となります。
- 統合により、これまで各分野に配属されていた専門職を、マネジメント機関に適正に配置することが可能となります。くわえて、専門職間の分野横断的な連携が強化されることで、よりきめ細やかな支援が期待できます。

委託機関（高齢者あんしんセンター（高齢）、委託相談支援事業所（障がい）、生活支援相談センター（生活困窮））の統括機能を担うことにより、チームアプローチ及び情報共有の効率化が図れ、より質の高い支援が可能となります。

- 各分野の多職種連携が可能となり、困難ケースについての断らない相談対応や専門的な助言及び人材育成等が可能となります。

市役所には多くの窓口があり、簡単には解決できない課題の相談も多くあります。それぞれの窓口が連携しながらより良いサポートができるような組織を作ってまいります。



取組み② アウトリーチについて

支援が必要な人への迅速なアウトリーチ等を通じ、継続的な支援ルートの見える化を行います。

- 生活支援相談センターが、従来対応していた生活困窮ケースの支援に加えて、制度がまたがるようなケースの初動支援も対応していきます。
- 複数回に渡るアプローチが必要な際は、福祉生活相談支援員が訪問等による伴走支援を行います。
- 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（以下、「施設 CSW」という。）等、公益事業とも連携し、継続的な支援を実施します。

個別ケースから見えてきた地域課題を、地域づくりや資源開発等につなげる機能を強化します。

- 生活支援相談センターで重層事業の対象となるケース対応を行うことにより、社会福祉協議会内の権利擁護センターやコミュニティワーカー（COW）、生活支援コーディネーター（SC）との連携を強化します。

一度の訪問で終わるのではなく、寄り添った支援をしてもらえるのは、市民のみなさまにとっても非常に安心ですね。



(イ)「参加支援」について — 継続的な見守り支援の強化に向けた体制づくり —

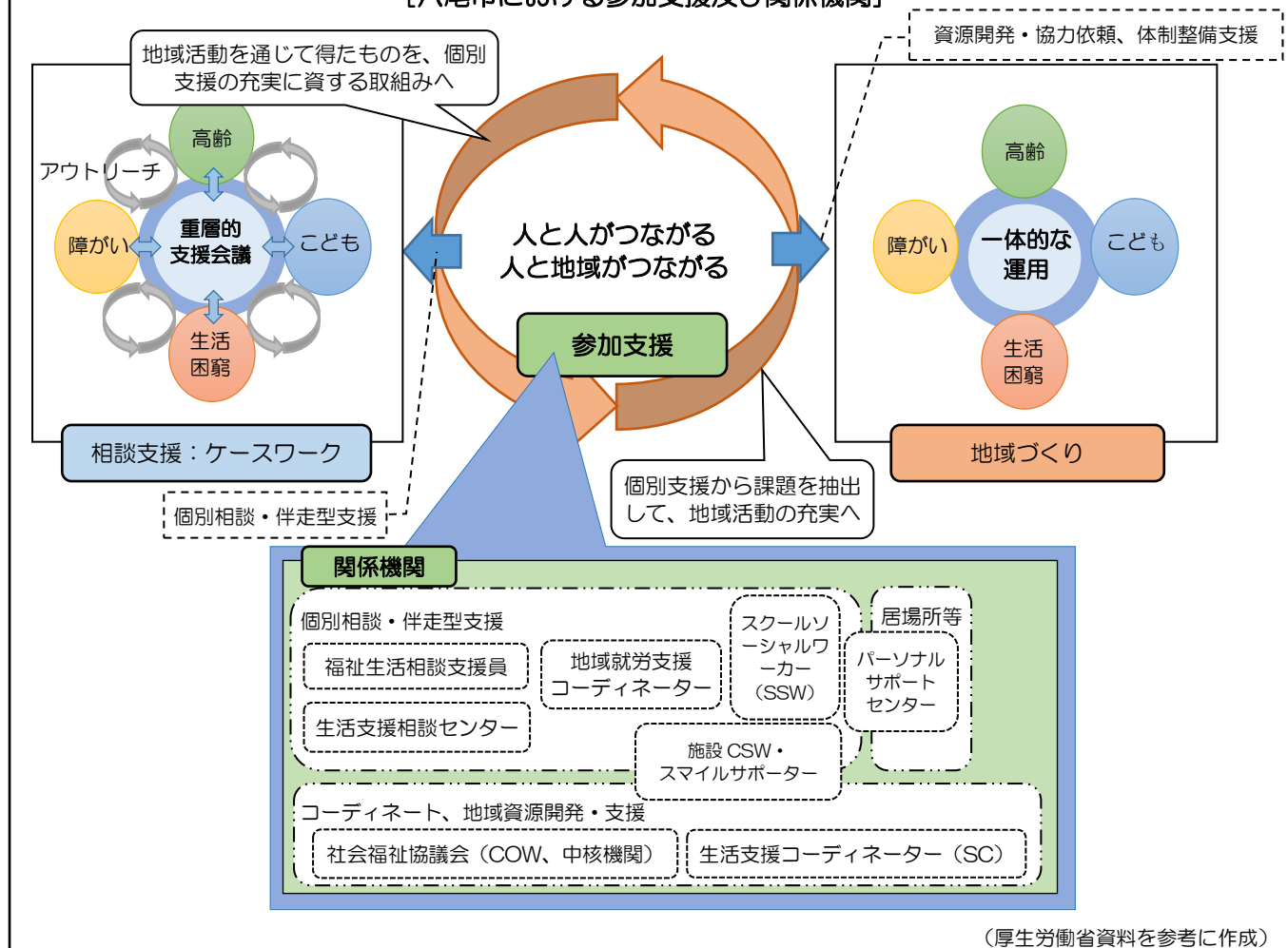
訪問支援等による継続的な個別相談や見守り支援を通じて関係性を築く中で、地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対して、本人のニーズに応じた社会参加に向けた支援を行います。そのために、既存の福祉サービスや就労・生産活動の機会等の提供に向けた調整及び地域の関係団体や見守りの場といった地域の社会資源と対象者のつなぎ等を行います（次頁「参加支援のイメージ」参照）。

取組み① 機関間の連携体制の強化、地域課題の抽出及びその手立ての検討

本人と地域をつなぐ役割を十分に果たすとともに、地域課題の抽出及びその手立ての検討を行うため、関係機関間の連携強化を図ります。

- 生活支援相談センター、福祉生活相談支援員、パーソナルサポートセンター、地域就労支援コーディネーター等の個別相談・伴走型支援機関、スクールソーシャルワーカー（SSW）を所管する教育委員会（八尾市教育センター）と、社会福祉協議会（コミュニティワーカー（COW））等のコーディネート・地域資源開発に係る関係機関との連携強化を図ります（下図「八尾市における参加支援及び関係機関」参照）。

【八尾市における参加支援及び関係機関】



取組み② 「地域の場につなぐ機能」の充実にに向けた取組み

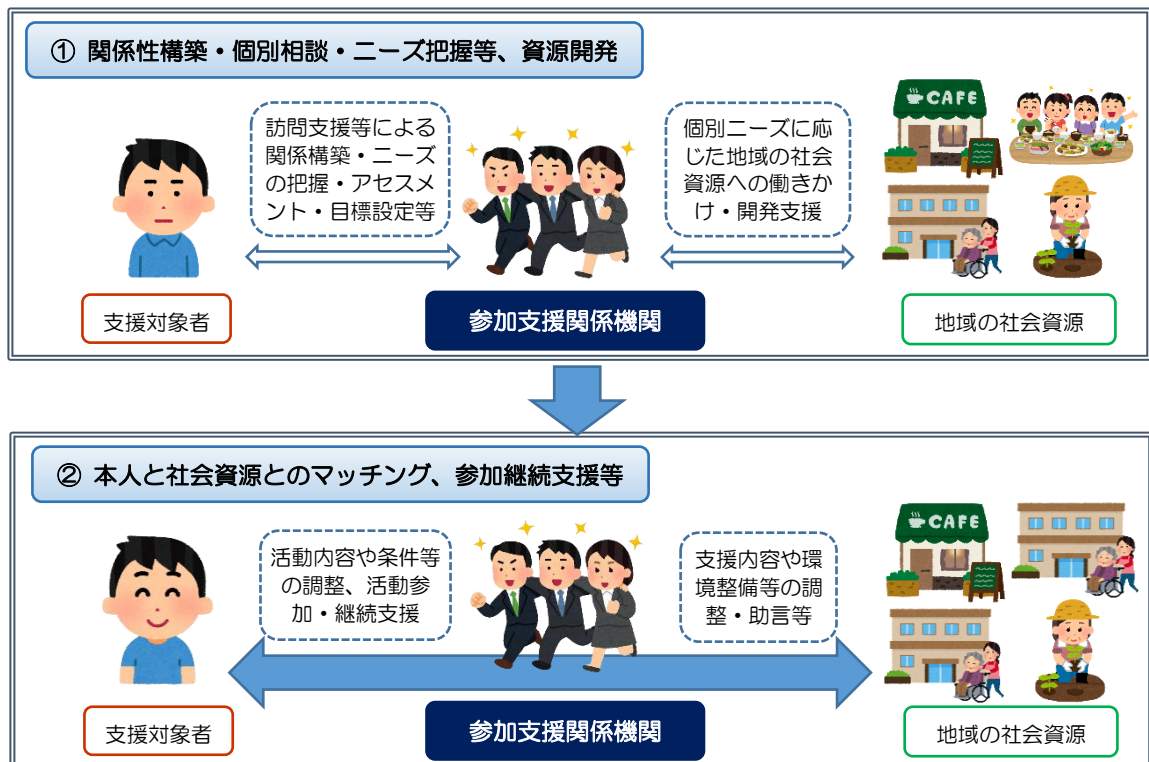
課題を抱えた人が地域で孤立することなく、地域での生活が継続できるよう、地域の場につなぐ機能の充実を図ります。

- ▶ 本人と社会資源とのマッチングや参加継続支援等のさらなる充実に向けて、個別のケース対応に関するプロセスの分析等を通して課題把握に取り組めます。
- ▶ 社会福祉協議会及び市内の社会福祉法人等の地域の関係機関や、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民との協働に向けて、地域における課題の共有や、その解決に向けた取組みについての協議のための協力依頼等を行います。

地域や社会との関わりは、人が生活するうえで非常に大切なものであり、次のステップとして「社会とのつながりを持つ」ことがとても重要となります。



[参加支援のイメージ]



(厚生労働省資料を参考に作成)

(ウ) 「地域づくりに向けた支援」について

実施計画における「地域づくりに向けた支援」は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の整備を行うための支援をいいます。

さまざまな課題を抱えた人が、課題を抱えていても地域での生活が継続できるよう、地域の場づくりや参加する機会を確保する仕組みづくりについて検討し、地域住民相互の交流を行う拠点・居場所の開発をめざします。

取組み① 社会資源の把握及び共有

地域の社会資源の存在やその機能について可能な限り把握します。

- 把握した資源については、関係機関のネットワークにおいて随時共有し、関係機関と地域とのつながり強化のために活用します。

取組み② ネットワーク体制の構築に向けた取組み及び地域主体の取組みのコーディネート

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場の整備を行うためのネットワーク体制の構築に向けた取組みを進めるとともに、地域における多様な主体による取組みのコーディネートを行ってまいります。

- 地域介護予防活動支援事業や生活体制整備事業を実施する高齢者あんしんセンター及び高齢介護課、地域活動支援センター事業等を所管する障がい福祉課、地域子育て支援拠点事業を所管することも総合支援課、生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業を所管する地域共生推進課が連携するとともに、地域の健康づくりを展開する健康推進課とも連携し、地域づくりを支援します。
- 地域の見守り機関及び見守りの場へのコーディネートや受け皿づくりの支援等（生活支援・介護予防サービスの体制整備事業、生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業等）について、社会福祉協議会が主体となり実施します。

世代や属性を超えて交流できる場の存在は、課題を抱えながらも地域で暮らしていくための大きな助けになりますね。



(3) その他

(ア) 社会福祉法人との協働について

これまで先進的な地域貢献活動を実践してきた社会福祉法人と協働の基盤づくりを行うことで、包括的支援体制の充実につなげます。

協働による地域の相談支援体制の強化と社会資源の創出との好循環による相乗効果を最大化させるため、社会福祉施設連絡会を協働の基盤(プラットフォーム)として位置づけます。

- 施設 CSW やスマイルサポーターといった相談支援員と連携することにより、課題を抱える地域住民の早期発見や課題が複雑化・複合化する前の早期支援、適切な支援機関へのつなぎを行います。
- 個別支援を通じて把握した地域課題を共有することにより、新たな社会資源の創出や既存資源の再構築につなげます。
- 「社会福祉施設連絡会」は、社会福祉法人同士の連携にとどまらず、市や地区福祉委員会等地域の関係機関とも連携して、地域福祉の向上に向けた協議を行っており、地域福祉の向上の核としての機能を担うことで、市と社会福祉法人の連携をさらに深め、相談支援の強化と地域づくりの充実に努めます。
- 社会福祉協議会は、「社会福祉施設連絡会」の事務局として、取組みの充実が図れるよう、地域貢献活動を行っている法人の支援や社会福祉法人と地域住民等多様な主体とのネットワークづくりについて支援します。

(イ) 政策提言を見据えた会議体との連携

個別支援の課題を地域活動に結びつける機能を担う、庁内外の関係機関が参加している会議体との連携を図ります。

- 連携を図る会議体として、生活支援体制整備協議会や地域ケア会議(高齢介護課所管)、地域自立支援協議会や精神障がい者支援包括ケアシステム実務者会議(障がい福祉課所管)等が挙げられます。
- 上記会議体との連携を図りつつ、個別支援の課題から地域課題を抽出し、その解決に向けた取組みを進めるとともに、今後、八尾市社会福祉審議会に地域課題を踏まえた政策形成に関する提言をめざします。

(ウ) 地域課題に対応する担い手の育成

今後高まりが想定される権利擁護支援のニーズに対応するため、権利擁護支援に係る中核機関と連携しながら、本人に伴走した支援を行う担い手の人材育成を行います。

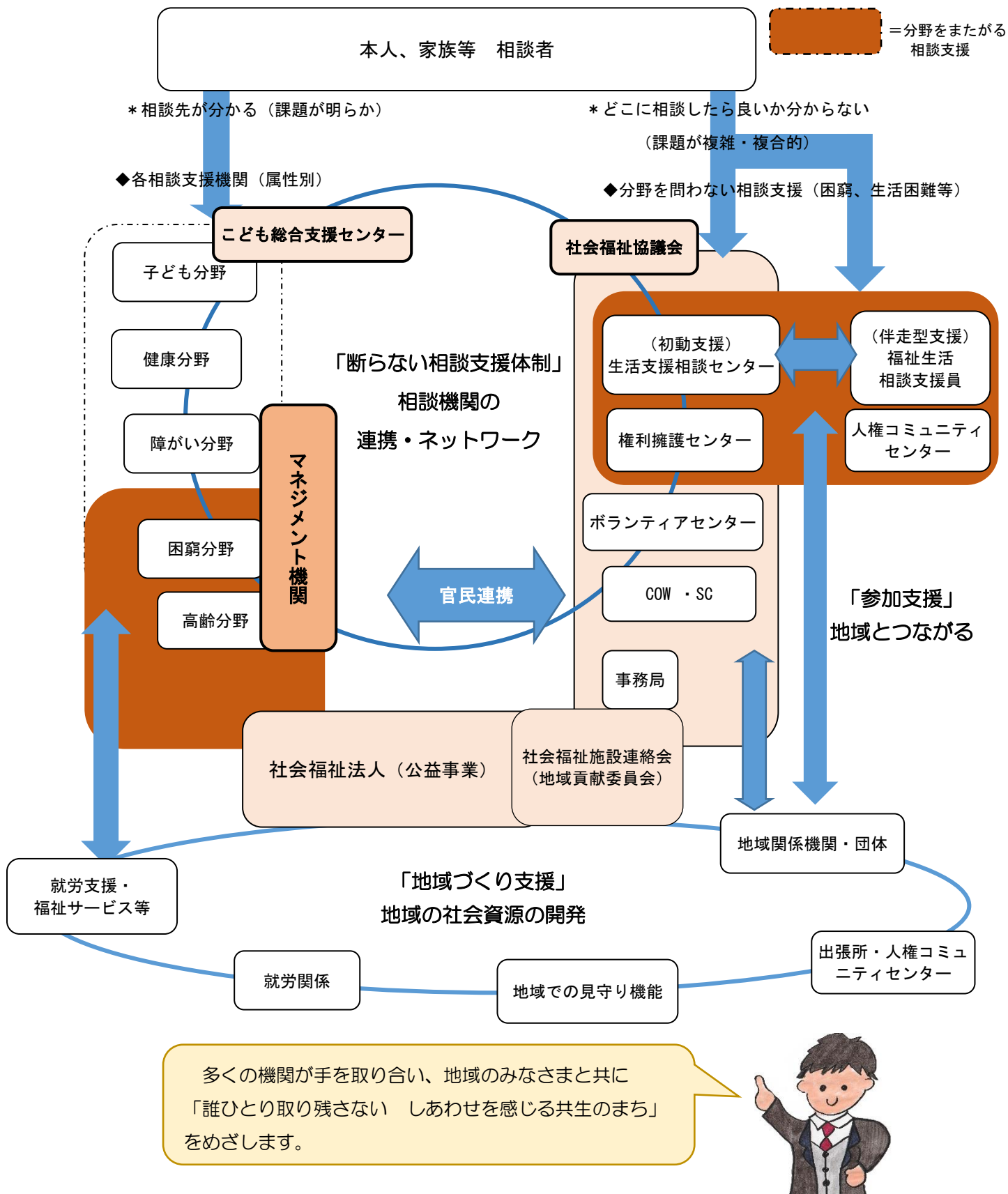
- 本市では、関係機関がつながり、必要な支援が行えるよう協力する体制づくりを「ほっとかれへんネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）」において行っており、権利擁護センター（社会福祉協議会）が中核機関の役割を担っております。
- 認知症高齢者の増加等により、今後高まりが想定される権利擁護支援のニーズに対応するため、多様な参画を得て、新たな連携・協力による支援体制を構築する「持続可能な権利擁護支援モデル事業（厚生労働省所管）」に参画しており、中核機関と連携しながら、本人に伴走した支援を行う担い手の人材育成を行います。

地域貢献活動にご尽力されてこられた社会福祉法人様が、市と連携をさらに深め、相談支援の強化や地域づくりの充実に共に取り組んでいただけるのは非常に心強いです。

こうしたみなさまと一緒に、思いに寄り添って伴走する担い手を育て、認知症などのために意思決定がしにくい方にも安心して生活していただけるよう取り組んでまいります。



3. 重層的支援体制の今後のイメージ



第3. 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）及び実施体制について

1. 事業一覧

	事業名	所管課
相談支援	地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 （介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	高齢介護課 地域支援室
	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	障がい福祉課
	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	(特定型)保育・こども園課 (母子保健型)健康推進課
	生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	地域共生推進課

	事業名	所管課
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号）	高齢介護課 地域支援室
	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項第5号）	
	地域活動支援センター機能強化事業 （障害者総合支援法第77条第1項第9号）	障がい福祉課
	地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	こども総合支援課
	生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業	地域共生推進課

	事業名	所管課
新たな機能	地域・社会参加支援事業	地域共生推進課 つなげる支援室
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	多機関協働事業（断らない相談支援体制の充実事業）	

多くの事業（所管課）が一体的に重層事業に取り組むこととなります。



2. 実施体制

(ア) 相談支援

実施事業	実施体制
地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 [第1号のイ] [既存事業]	<p>【所管課】高齢介護課 地域支援室</p> <p>【業務内容】総合相談支援、権利擁護、介護予防、包括的・継続的ケアマネジメント</p> <p>【支援対象者】65歳以上の高齢者等</p> <p>【実施方式】</p> <p>基幹：直営</p> <p>委託：医療法人幸晴会、医療法人清心会、社会医療法人医真会、社会福祉法人大阪愛心会、社会福祉法人寿光会、社会福祉法人高安福祉会、社会福祉法人つくし会、社会福祉法人養珠会、社会福祉法人八尾隣保館、社会福祉法人竜華福祉会、社会福祉法人和貴会</p> <p>【圏域】市内5圏域、中学校区15か所</p> <p>【支援機関】八尾市基幹型高齢者あんしんセンター</p> <p>第一圏域：</p> <p>（八尾中学校区）高齢者あんしんセンター萱振苑</p> <p>（桂中学校区）高齢者あんしんセンタースローライフ北</p> <p>（上之島中学校区）高齢者あんしんセンタースローライフ八尾</p> <p>第二圏域：</p> <p>（久宝寺中学校区）高齢者あんしんセンター久宝寺愛の郷</p> <p>（龍華中学校区）高齢者あんしんセンターりゅうげ</p> <p>（亀井中学校区）高齢者あんしんセンターホーム太子堂</p> <p>第三圏域：</p> <p>（大正中学校区）高齢者あんしんセンターあおぞら</p> <p>（志紀中学校区）高齢者あんしんセンター楽寿</p> <p>（曙川南中学校区）高齢者あんしんセンター緑風園</p> <p>第四圏域：</p> <p>（成法中学校区）高齢者あんしんセンター長生園</p> <p>（曙川中学校区）高齢者あんしんセンターサポートやお</p> <p>（高美中学校区）高齢者あんしんセンター成法苑</p> <p>第五圏域：</p> <p>（高安中学校区）高齢者あんしんセンター寿光園</p> <p>（南高安中学校区）高齢者あんしんセンター信貴の里</p> <p>（東中学校区）高齢者あんしんセンター中谷</p>

実施事業	実施体制
障害者相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業） [第1号のロ] [既存事業]	【所管課】障がい福祉課 【業務内容】障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等の総合相談、権利擁護、居住サポート等 【支援対象者】障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 基幹：直営 委託：医療法人清心会、社会福祉法人医真福祉会、社会福祉法人信貴福祉会、特定非営利活動法人自立生活センターやお 【圏域】相談支援事業所：基幹1か所、市内4か所 【支援機関】八尾市障がい福祉課基幹相談支援センター 相談支援「ゆに」、障がい者・児生活支援センター「あっぴる」、相談支援センターちのくらぶ、医真会しょうがい相談支援センター
利用者支援事業 [第1号のハ] [既存事業]	【所管課・支援機関】(特定型) 保育・こども園課、(母子保健型) 健康推進課 【業務内容】 ○特定型：保育・こども園課に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の相談や情報提供、助言等 ○母子保健型：助産師や保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供、支援プランの策定等 【支援対象者】子ども及びその保護者等 【実施方式】特定型：直営、母子保健型：委託（一般社団法人大阪府助産師会） 【圏域】市内全域
生活困窮者自立相談支援事業 [第1号のニ] [既存事業]	【所管課】地域共生推進課 【業務内容】対象者から広く相談を受けるとともに、他の相談支援機関の対象から漏れ落ちてしまう相談等を受け止め、対象者が抱える課題やその置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状況に応じた支援計画の作成等を行う。 また、必要な支援を総合調整し、その効果を適切に評価・確認しながら対象者の自立までを「包括的」かつ「継続的」に支えていく。 【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等、生活に不安のある方 【実施方式】委託：八尾市社会福祉協議会 【圏域】市内1か所 【支援機関】生活支援相談センター

実施事業	実施体制
<p>その他 （福祉生活相談事業） 〔既存事業〕</p>	<p>【所管課】 地域共生推進課 【業務内容】 福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問等をお伺いし、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートする。また、拠点施設や地域と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行う。 【支援対象者】 福祉に関するさまざまな悩みや不安のある方 等 【実施方式】 委託：一般財団法人八尾市人権協会 【圏域】 市内6か所 【支援機関】 福祉生活相談支援員</p>

(イ) 地域づくり支援

実施事業	実施体制
<p>地域介護予防活動支援事業 （①自主活動立ち上げ支援事業、②介護予防教室事業、③シルバーリーダー養成事業）、④市民介護予防推進員設置事業（介護支援ボランティア制度） 〔第3号のイ〕 〔既存事業〕</p>	<p>【所管課】 高齢介護課 地域支援室 【業務内容】 ・介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修 ・介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援 ・社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施 【支援対象者】 65歳以上の高齢者 【実施方式】 委託（①、②高齢者あんしんセンター、③、④八尾市社会福祉協議会） 【支援機関】 ①、② 高齢者あんしんセンター15か所（「(ア) 相談支援 地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営」を参照） ② 街かどデイハウス 3か所 街かどデイハウス「ゆうゆうの家」、街かどデイハウスふれあいの郷ムグンファ、まちかどデイハウス<八尾サランの家> （令和6年度（2023年度）までに介護予防・日常生活支援総合事業へ順次移行予定） ③、④ 八尾市社会福祉協議会 1か所</p>
<p>生活支援体制整備事業 （生活支援・介護予防サービスの体制整備事業） 〔第3号のロ〕 〔既存事業〕</p>	<p>【所管課】 高齢介護課 地域支援室 【業務内容】 身近な地域への生活支援・介護予防サービス協議会の立ち上げ支援や社会資源を適切に把握し地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域において支援するニーズと取組みのマッチング 【実施方式】 委託：八尾市社会福祉協議会 【圏域】 第1層（市内全域）、第2層（小学校区） 【支援機関】 八尾市社会福祉協議会（第1・2層）</p>

実施事業	実施体制
<p>地域活動支援センター事業 （地域活動支援センター機能強化事業） [第3号の八] [既存事業]</p>	<p>【所管課】障がい福祉課 【業務内容】創作的活動または生産活動の機会提供、社会との交流の促進等 【実施方式】委託 I型：医療法人清心会 II型：（市内）社会福祉法人虹のかけはし、社会福祉法人八尾隣保館 社会福祉法人信貴福祉会、社会福祉法人竜華福祉会、社会福祉法人愛光会 （市外）特定非営利活動法人コミュニケーション・アシスト・ネットワーク、 特定非営利活動法人聖公会生野センター 【圏域】委託契約先の自治体（市内・市外） 【支援機関】 I型：地域活動支援センターちのくらぶ II型：（市内）八尾市立障害者総合福祉センターきすな、サポートやお、地域活動支援センターひばり、ホーム太子堂、地域活動支援センターともだち （市外）地域活動支援センターすももクラブ、地域活動支援センタークリンも だん</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 [第3号の二] [既存事業]</p>	<p>【所管課】こども総合支援課 【業務内容】子育て支援の拠点として子育て中の方々の出会いや交流の場を設置し、ともに子どもたちの育ちを見守り、情報や相談窓口を提供することで、地域での子育てをサポートする。 【実施方式】直営：5か所・委託：13か所（八尾市社会福祉協議会 等） 【圏域】市内全域 【支援機関】直営：地域子育て支援センター5か所（八尾市立認定こども園（西郡、安中、南山本、志紀、東山本）内に併設） 委託：地域子育てつながりセンター1か所（おひさまこども園内に併設）・つどいの広場12か所</p>
<p>生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業 [新規事業]</p>	<p>【所管課】地域共生推進課 【事業内容】複合的な問題を抱えている生活困窮者等を早期に把握し、支援につないでいくため、相談支援関係機関に留まらず、幅広い分野の関係機関や民生委員・児童委員等による見守り活動等とのネットワークづくりを行う。また、社会福祉協議会（コミュニティワーカー（COW））や出張所、人権コミュニティセンター等による地域支援と連携し、地域に不足する社会資源の開発等を行う。 【支援対象者】 八尾市内に在住する生活困窮者等が社会的孤立等により、支援が必要と認められる者 【実施方式】八尾市社会福祉協議会（補助） 【圏域】市内全域</p>

(ウ) 新たな機能

実施事業	実施体制
<p>参加支援事業 (地域・社会参加支援事業) [第2号]</p>	<p>【所管課】地域共生推進課 つなげる支援室 【事業内容】既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源等を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 【支援対象者】八尾市民 【圏域】市内全域 【支援機関】 コミュニティワーカー (COW) 日常生活圏域5か所 生活支援コーディネーター (SC) 日常生活圏域5か所 施設 CSW やスマイルサポーター 23 施設 福祉生活相談支援員 中学校区担当 6か所 パーソナルサポートセンター 1か所 市内全域 地域就労支援センター 5か所</p>
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]</p>	<p>【所管課】地域共生推進課 【事業内容】 ①潜在的なニーズを抱えている人を早期に発見するために、関係機関(者)と連携し、つながりの中から相談者を発見する。 ②課題を抱えている人に直接支援を届けるため、関係機関と連携し合うための方策について協議する。 ③関係性構築に向けた支援の実施。 ④本人に会えた後も伴走支援を行い、信頼関係を築き、支援の入口につなげる。 【支援対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることが出来ない人やつながることに拒否的な人 【実施方式】委託：一般財団法人八尾市人権協会 【圏域】市内全域 【支援機関】福祉生活相談支援員 等</p>

実施事業	実施体制
<p>多機関協働事業 (断らない相談 支援体制の充実 事業) [第5号・第6 号]</p>	<p>【所管課】 地域共生推進課</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総合調整のための「つなげる会議」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関においてそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係る会議「つなげる会議」を開催する。また、定期的に支援の状況を把握し、支援内容の調整又は見直しを行う必要があれば継続的に支援関係機関等が参集する機会を設定する。 ・地域共生推進課つなげる支援室にディレクターを、支援関係機関を統括する機関にエリアディレクターを設置する。 ② 相談支援体制の充実を図るため、つなげる相談支援体制整備チーム会議を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討 ・相談支援体制の改善・充実に係る連絡調整 ・その他、相談支援体制を充実させるにあたり必要な取組み ③ 福祉職等相談支援担当者の人材育成の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職等専門職への人材育成方針の策定 ・福祉職等専門職と相談支援担当者への研修の実施 <p>【支援対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 複数の課題を抱えている者 ② 課題を抱える者が複数人存在する世帯 ③ 既存の福祉サービスの活用が困難な者 ④ その他上記項目に準ずる者及び世帯

実施計画はいかがでしたでしょうか。

重層事業は、市や関係機関だけでなく、地域のみなさまと一緒に作り上げていくものです。

難しいことはも多くあったかと存じますが、まずは、「八尾市がこんなことをしているんだ。」と知っていただき、「自分にも何かできることはないか。」と、考えていただくきっかけになりましたら、わたくしもコンシェルジュ冥利に尽きるところでございます。



用語解説

英数字

8050問題

いわゆる「8050（はちまる・ごうまる）問題」といい、80代の親と50代の無職の子どもが同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。

DV

“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念をいいます。

ア

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

アセスメント

情報を収集し、問題の発生原因を明らかにし、どう支援していくのか事前に対策をとること。

エリアディレクター

各分野の支援関係機関を統括するとともに、各機関で受け止めた複雑化・複合化した課題について、「つなげる会議」が必要と判断した場合に、つなげる支援室に開催を依頼することができます。

カ

権利擁護（支援）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、その人が安心して生活できるよう支援することをいいます。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域の皆さんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。

コーディネート

物事を調整すること。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワーカーは、援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をします。

また、一人ひとりの個別の相談支援を行いながら、地域の生活課題の発見や解決に向け、地域住民と協働して一緒に取組む専門職員をいいます。

なお、CSWのうち、地域の社会福祉法人に所属するCSWのことを特に指して「施設CSW」といい、本計画では略称としてこれを使用しています。

コミュニティワーカー（COW）

コミュニティワーカーは、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の一つで、ケースワークやグループワークなどの直接援助技術に対して、地域住民にはたらきかけることで、地域の課題を共有し、地域住民が主体的に課題解決に取り組めるよう支援する間接的な援助技術です。

社協職員は、コミュニティワーカーとして、小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動をはじめとする住民主体の地域づくりがより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応に必要な支援につなぐなどの取組みを行います。

サ

災害時要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する人をいいます。

自治振興委員会

市内すべての町会により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会・住民とのパイプ役を果たしています。また、自治振興委員会はおおむね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会で構成されています。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する人、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する人のこと。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門家です。スクールソーシャルワークとは、児童生徒の最善の利益を考慮しながら、児童生徒の就学支援、健全育成を図るため、「児童生徒及び保護者への支援」並びに「学校組織への支援」を行うことをいいます。

スマイルサポーター

大阪府知事から認定を受けた相談員が、地域貢献支援員（スマイルサポーター）として育児や介護、虐待、家庭内暴力問題など多方面にわたる悩みを地域の関係機関につなぎ、連携できる窓口になるような役割を担います。

生活困窮者自立支援法、生活困窮者支援

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。八尾市では生活支援相談センターが相談窓口となっています。

生活支援コーディネーター（SC）

「地域支え合い推進員」ともいい、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たします。

成年後見制度

認知機能が不十分なために財産管理ができない人や福祉サービスの利用契約が結べない人の自己決定をサポートするための制度です。

（委託）相談支援事業所

障害者自立支援法の施行により市町村が行うこととされた事業で、障がい児者及び保護者の方からの相談に応じ、情報提供を行い、また障害福祉サービス利用のための援助を行います。

タ

ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のことをいいます。ダブルケアを行う人の身体的ならびに精神的負担が大きくなるため、大きな社会問題となっています。

地域活動支援センター

障がいのある方が、能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施するもので、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図ります。

地域貢献活動

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

地域子育て支援センター

「元気っ子くらぶ」の愛称で、八尾市立認定こども園（西郡・安中・南山本・志紀・東山本）に設置し、地域の子育て支援の拠点として子育て中の人に出会いや交流の場を設け、ともに子どもたちの育ちを温かく見守り、情報や相談窓口を提供しています。

地域就労支援センター、地域就労支援コーディネーター

障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者など、働く意欲がありながら、就職できない就労困難者を対象に、専門の相談員が就労相談や情報提供を行う支援拠点のことをいい、本市では、5か所に設置されています。

地域就労支援コーディネーターが、相談をお伺いし、相談者一人ひとりに応じた助言や提案を行います。相談に応じながら就労が実現しない理由を整理し、それを克服するにはどうしたらよいかを一緒に考え、サポートします。

地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいいます。

地域福祉活動計画

地域が主体となって行う活動について、住民・福祉活動団体・事業者や関係機関が協力し、社協が取りまとめて策定する計画です。「地域福祉活動計画」により、八尾市が策定する「地域福祉計画」と連携して福祉のまちづくりに取り組みます。

地区福祉委員会

社協を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成される住民組織です。

おおむね小学校区を単位とし、現在八尾市内の32地区に設置されており、社会福祉協議会と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

ディレクター

地域共生推進課つなげる支援室がエリアディレクターを統括する立場で、「つなげる会議」を主催します。

八

パーソナルサポートセンター、パーソナルサポート事業

就労の実現をめざす社会とのつながりの乏しい若者に対し、気軽に立ち寄って悩みや相談を打ち明けられる「社会的居場所」を提供し、コミュニケーション能力向上のための訓練や外国人市民向けの日本語訓練など、一人ひとりに寄り添った支援を提供します。

伴走型支援

本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、信頼関係の構築のもと継続的に関わることをいいます。

ひきこもり

厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

福祉職（福祉士・心理士）

福祉士（社会福祉士、精神保健福祉士もしくは社会福祉主事任用資格の有資格者として採用された者）及び心理士（臨床心理士もしくは公認心理師の有資格者）を福祉職として位置

づけています。

福祉生活相談支援員

福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などを聞き、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートする相談員。拠点施設や地域と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行います。

プラットフォーム

分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、さらなる展開が生まれる場をいいます。

ボトムアップ

現場から意見を吸い上げて、それをもとに上位者が意思決定をすることをいいます。

マ

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

モニタリング

状態を継続又は定期的に観察・記録すること。

ヤ

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ラ

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設です。

八尾市重層的支援体制整備事業実施計画

「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざして

令和5年（2023年）3月

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課 つなげる支援室

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話 072-924-3707（直通）

FAX 072-922-3786

e-mail tsunageru@city.yao.osaka.jp

市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号「R4-216」